

第2次嘉麻市人権教育・啓発実施計画

2021（令和3）年度～2023（令和5）年度



2021（令和3）年3月

嘉麻市

目 次

第1章 実施計画改定の趣旨	P 1
第2章 具体的な方針と取組内容	P 2
1 行政全体としての取組	P 2
2 分野別人権施策の推進	P 2
1) 部落問題	P 2
2) 女性の人権問題	P 6
3) 子どもの人権問題	P 9
4) 高齢者の人権問題	P 12
5) 障がいのある人の人権問題	P 15
6) アイヌの人々の人権問題	P 18
7) 外国人の人権問題	P 19
8) HIV感染者・新型コロナウイルス感染者等の人権問題	P 20
9) ハンセン病患者・回復者およびその家族等の人権問題	P 21
10) 犯罪被害者とその家族の人権問題	P 21
11) 刑期を終えて出所した人の人権問題	P 21
12) インターネット上の人権問題	P 22
13) 性的少数者の人権問題	P 23
14) ホームレスの人の人権問題	P 23
15) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権問題	P 23
16) 災害発生時の人権問題	P 24
第3章 実施計画の進行管理について	P 25

第1章 実施計画改定の趣旨

嘉麻市では、人権尊重のまちづくりの構築に向けた取組として、様々な人権教育・啓発活動の継続的推進を図ってきました。その結果、人権問題に対する住民の認識は、少しずつではあるものの高まりつつあるといえます。しかし、部落問題や、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などに対する偏見や差別は依然として存在しています。

また、急速な情報化、国際化など社会情勢は目まぐるしい速さで変化し、それに伴うインターネットによる差別情報の氾濫、個人情報流出によるプライバシーの侵害、さらには、女性、子ども、高齢者及び障がいのある人等への虐待など、深刻な人権侵害事象が発生しております。

このような状況を背景に、2000（平成12）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下「人権教育・啓発推進法」という。）が施行されました。

本市では、本来、すべての行政施策は人権施策でなくてはならないという視点に立って「人権教育・啓発推進法」の趣旨に則り、これまでの取組を総括し、人権尊重精神の潮流を踏まえ、再度見直しを行い、一人ひとりの人権が守られ、差別のない人権が尊重される社会の構築に向けた取組を推進していかねばならないと考えます。

2020（令和2）年3月に制定した「嘉麻市差別のない人権が尊重されるまちづくりの推進に関する条例」（以下「人権尊重まちづくり推進条例」という。）の制定を契機として、この度、「嘉麻市人権教育・啓発基本方針」（以下「基本方針」という。）及び、「嘉麻市人権教育・啓発実施計画」（以下「実施計画」という。）を改定し、本市における人権教育・啓発をより具体的に推進するため全庁的な連携と総合的かつ計画的に取り組むことが必要であります。基本方針において示した項目の「分野別施策」に基づき、差別のない人権尊重のまちづくりを実現するための具体的な取組を明らかにしていきます。

この実施計画では、急速に変化する社会情勢とともに刻々と変化する人権課題に対応するため、実施期間を2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの3年間とします。

毎年度ごとに進捗状況を確認し事業展開を図り、諸情勢を勘案しながら必要に応じ、実施計画の見直しを行ってまいります。

第2章 具体的な方針と取組内容

実施計画の具体的な取組については、行政全体としての取組と基本方針において「第4章 分野別人権施策の推進」に示した項目を取り上げます。

1 行政全体としての取組

取組項目	取組内容	担当部署
人権意識の高揚	I 人権意識の高揚を図るため、地域住民を対象とした研修会を実施する際には、人権の視点に立って実施する。 II 行政職員として自らも研鑽し学ぶため研修会に自主的に参加する。	全課（局）
人権の視点に立った窓口対応等	I 行政職員として、日ごろより相手の立場、人権の視点に立って対応し、人権に関する相談があった場合など、各種人権相談についての担当部署と連携し、問題解決に努める。 II また、国や県の関係機関と連携し相談体制の充実を図る。	全課（局）
人権に関する情報提供等	I 市報への掲載及び啓発冊子の発行・チラシやポスター等は人権の視点に立って作成し住民に対し、正しい知識と理解が深められるよう情報提供に努める。	全課（局）

2 分野別人権施策の推進

1) 部落問題

【基本的な考え方】

部落問題の解決には、人権教育・啓発のための施策の積極的な推進が重要であることを認識し、国及び県との連携を密にし、部落問題について、行政職員はもとより地域住民が正しい理解と認識を深めるため、これまで培われてきた人権教育・啓発の成果を踏まえつつ総合的かつ計画的な推進を図る必要があります。

そのため、「人権尊重まちづくり推進条例」に基づき、この度改定する基本方針及び実施計画にのっとり人権教育・啓発にかかる施策を推進するとともに、行政・学校・地域・家庭及び関係機関が連携し、効果的な施策・事業を行うことで、部落問題に対する確かな人権意識を培い、部落問題解決に向け、行政職員をはじめ地域住民が自主的な取組ができるよう人権教育・啓発施策を積極的に推進します。

① 就学前・学校教育

具体的な方針	<p>I 就学前、小学校、中学校、高校の連携の下、幼児、児童、生徒の人権意識の育成を目指して、計画的かつ効果的な人権・同和教育を推進し、教育内容の充実を図る。</p> <p>II 学校、家庭、地域が一体となって学力の向上を目指し、人権に関する知識や態度、実践力が身につくよう全教科・全領域で学習内容及び方法の工夫・改善に努める。</p> <p>III 命を大切にす人権・同和教育をさらに推進することで、いじめ等をなくしていく。</p> <p>IV 奨学金制度については、財団法人福岡県教育文化奨学財団や嘉麻市奨学金貸付制度の活用を周知し、経済的に厳しい子どもの進学率の向上に努める。</p> <p>V 児童・生徒への効果的な指導が行われるよう、教職員の人権・部落問題に対する正しい認識を培う研修の充実を図り、指導力の向上に努める。</p>
--------	---

取組項目	取組内容	担当部署
人権・同和教育の推進	幼児期から集団での遊びなどの体験を通して、豊かな人間関係を築くための基本的な教育を推進する。	こども育成課
	小・中学校においては、道徳の時間等で差別や偏見、誤りに気づくために権利を学び、差別を許さない基本的な教育を推進する。	学校教育課
学校教育における人権尊重の推進	道徳や各教科、全教育活動を通じ、人権尊重の意識育成を推進する。	学校教育課
人権教育推進委員会等校内推進体制の機能の充実・強化	児童生徒一人ひとりの人権に配慮し、「児童の権利に関する条約」の趣旨を活かした教育活動を展開する。	学校教育課
奨学金制度の充実	奨学金制度を積極的に活用されるよう周知徹底を図り、経済的に厳しい子どもに対し実効ある進路を支援する。	教育総務課
研修の充実と指導力の向上	教職員の研修意欲や指導力を身につけるため、実践を踏まえた研修を実施する。	学校教育課

② 社会教育

具体的な方針	<p>I 家庭教育が教育の出発点である。家庭は、乳幼児期から学齢期の児童・生徒が、人権・部落問題に対する基礎を育み、正しい人権認識を形成するうえで重要な役割を持つ。そのため、必要な情報や学習の機会を提供し、家庭教育の支援に努める。</p> <p>II 人権・同和教育の推進を図るため、研修会等をとおし、指導者の育成を計画的・効果的に行い、資質の向上に努める。</p> <p>III 公民館、集会所、うすい人権啓発センターあかつき、嘉徳隣保館、社会教育施設などにおいて、人権に関する多様な学習機会の充実を図り、人権・部落問題について正しい理解を深めることで人権感覚を育み、態度や行動に現れるような体験活動を重視した学習を行い、人権を尊重するまちづくりを推進する。</p> <p>IV 行政職員は、人権尊重のまちづくりの施策を推進するため、自ら人権・部落問題について研鑽して認識を深めていく。</p>
--------	--

取組項目	取組内容	担当部署
人権・同和教育の推進	解放学級や解放子ども会など人権教育の推進を図るため、広く地域住民を対象に部落問題をはじめとした人権に関する多様な学習機会の提供を行う。	生涯学習課
	図書館において、人権コーナーを設置し、人権・部落問題関係資料を配置するなどして広く住民に提供する。	生涯学習課
市人権・同和教育研究協議会助成	行政職員等の人権・部落問題の早期解決に向けた研究・実践を支援し、市職員及び教職員の自主的学習活動の活性化を図る。	生涯学習課
社会教育関係団体指導者育成	人権尊重の普及推進のため各種団体の指導者等に対して人権感覚の涵養を図る。	生涯学習課

③ 住民に対する啓発

具体的な方針	<p>I 住民一人ひとりが、人権・部落問題について正しい認識と理解を深め、「差別をしない」から「差別をさせない」という意識が、日常生活の中で行動等に確実に根付くような啓発を目指す。また、「同和問題啓発強調月間」や「人権週間」を中心に内容や手法に創意工夫を凝らし、地域に密着したきめ細やかな講演会や研修会の開催など啓発活動の充実に努める。</p> <p>II 行政の人権施策の取組について、住民から理解を得るための人権教育・啓発に努める。</p> <p>III 人権・部落問題の教育・啓発を行政区が自主的に開催できるよう努める。</p>
--------	---

	IV 行政は国、県、関係機関及び事業者等と連携しながら、人権尊重のまちづくりの推進を図る。
--	---

取組項目	取組内容	担当部署
人権・部落問題地域研修	<p>人権意識の高揚を図るための啓発活動として、行政区を単位として、希望に応じると共に、積極的に働きかけて実施する。参加者の要望等に応じた人権ビデオを視聴後、指導員による問題提起を行う形式の研修を行う。</p> <p>また、人権・部落問題を正しく理解してもらうため、希望するサークル、団体等を対象に、人権ビデオの視聴及び講演による出前講座を推進する。</p>	生涯学習課
人権・部落問題啓発	<p>住民の人権意識の高揚を図るため、人権講演会等を開催及び啓発冊子等の作成・配布を通じて、人権・部落問題に対する正しい理解を深める啓発に努める。</p>	人権・同和対策課
市広報紙による啓発	<p>同和问题啓発強調月間及び人権週間等では、啓発記事を広報紙に掲載し啓発に努める。</p>	人権・同和対策課

④ 地域における啓発

具体的な方針	<p>うすい人権啓発センターあかつきや嘉穂隣保館を中心にそれぞれの地域の実情に応じた啓発行事の開催等、多種多様な取組で地域に根差した啓発活動に努める。</p> <p>また、これらの啓発行事や研修会がより一層地域に密着したものになるよう担当職員や指導者の資質向上に努める。</p>
--------	---

取組項目	取組内容	担当部署
隣保館運営事業	<p>地域社会の中での福祉の向上や地域住民の交流拠点施設及び人権啓発の核となるコミュニティーセンターとして、生活相談体制の充実を図り、人権問題解決に向けた各種講座の開設や人権啓発活動事業を積極的に実施する。</p> <p>通年を通して、うすい人権啓発センターあかつきや嘉穂隣保館で実施する講座等を通じて、人権問題に関する研修を行い、人権意識の普及高揚を図る。</p>	人権・同和対策課
地域住民への啓発	<p>関係各課と連携しながら、地域の実情にあった人権問題についての研修の充実を図る。</p>	人権・同和対策課

⑤ 事業主に対する啓発

具体的な方針	企業に対しては、事業主の部落問題に対する理解を促進し、企業内での公正採用選考人権啓発推進員の資質の向上を図るため、公共職業安定所（ハローワーク）などの関係行政機関と緊密な連携をとりながら、研修内容や方法などに創意工夫を凝らし、充実した企業啓発ができるよう支援に努める。
--------	--

取組項目	取組内容	担当部署
事業主及び企業内人権・部落問題研修会の推進	事業主を対象にした人権・部落問題研修会の開催や事業主の目的に合わせた研修会・学習会を推進し、人権意識の高揚を図る。	人権・同和対策課 生涯学習課

⑥ 「エセ（似非）同和行為」の排除

具体的な方針	部落問題解決の大きな阻害要因となっている「エセ（似非）同和行為」に対処するため、関係機関と連携の強化を図り、「エセ（似非）同和行為」の排除に向けた啓発活動を推進する。
--------	---

取組項目	取組内容	担当部署
関係団体との連携・協力推進体制	関係機関・関係団体と連携し、啓発活動の推進とエセ同和行為の排除及び指導・助言等を実施する。	人権・同和対策課

2) 女性の人権問題

【基本的な考え方】

男女の人権が平等に尊重され、かつ、男女が責任を分かち合いながら生きがいを持って共に自立し、支え合い、個性や能力を発揮できる社会を築いていくことが重要です。

「人権尊重まちづくり推進条例」や「嘉麻市男女共同参画推進条例」が定める基本方針等にとり、「嘉麻市人権教育・啓発実施計画」や「嘉麻市男女共同参画社会基本計画・嘉麻市DV防止基本計画」の実施計画に基づいて、本市における男女共同参画社会の実現に向けて、女性問題の解決に積極的に取り組んでいくことが重要です。

① 男女共同参画意識の啓発

具体的な方針	<p>職場・家庭・地域においては、依然として性別による固定的な役割分担意識が根強く残っていることが伺えるため、あらゆる機会をとらえて男女共同参画に関する啓発を行う。</p> <p>また、高齢者、障がいのある人、外国人、性的少数者等が安心して暮らせる環境の整備が図れるよう、それぞれが抱える課題について男女共同参画の視点に基づいた理解の促進を図り、権利擁護と人権侵害の防止に努める。</p>
--------	--

取組項目	取組内容	担当部署
女性と男性が共に地域活動に参加することの啓発	家庭や地域活動における固定的な性別役割分担意識を是正するため、男女共同参画の視点に立った意識啓発や研修・講座を実施する。	男女共同参画推進課
男女が共に担う子育て・介護支援の啓発	男女が共に子育て・介護支援を担うことの重要性についての啓発及び制度の見直しを行う。	男女共同参画推進課 高齢者介護課 こども育成課 子育て支援課
男女共同参画教育の充実	就学前教育、学校教育における男女共同参画意識の育成を図ります。	こども育成課 学校教育課

② 女性活躍の推進

具体的な方針	<p>女性活躍の推進を図るため、女性が市の政策立案や意思決定の場に参画できるよう審議会等委員への女性の登用及び行政職の女性の職域の拡大を積極的に推進する。</p> <p>また、地域活動・社会活動においても、女性がこれらの活動の決定の場に参画することの意義を啓発するとともに、これらの場での積極的な女性登用を働きかけます。</p>
--------	--

取組項目	取組内容	担当部署
市の審議会等への女性の参画の拡大	審議会への女性委員の登用を促進し登用率40%を達成するために計画的に推進する。また、市における女性職員の採用と職域の拡大を促進する。	人事秘書課 男女共同参画推進課

③ 女性に対するあらゆる暴力の防止

具体的な方針	<p>女性に対する暴力防止に関する積極的な啓発の促進を図るため、DVの根絶に向けた啓発と被害の防止に努め、関係機関と連携を強化しながら、配偶者等からの暴力防止対策及び被害者保護・支援対策を推進する。</p>
--------	---

取組項目	取組内容	担当部署
女性に対する暴力防止・配偶者等からの暴力防止のための広報・啓発の推進及び調	<p>女性に対する暴力防止・配偶者等からの暴力防止について、広報紙やホームページなどを通じて情報提供及び啓発を行うとともに、暴力防止のための調査を行う。</p> <p>母子・父子自立支援員、家庭児童相談員及び保健</p>	男女共同参画推進課 人権・同和対策課

査実施	師や、地域の民生委員児童委員・人権擁護委員及び教職員等と連携し、女性に対する暴力防止を推進する。	
-----	--	--

④ 相談窓口・相談体制の充実

具体的な方針	<p>専門の女性相談員を配置した「女性相談窓口」の設置や電話相談による「かま女性ホットライン」により、女性が抱える様々な問題や悩みの相談に応じる相談窓口の体制を整える。</p> <p>また、女性相談窓口における実際の相談現場においては、DV相談など緊急を要する事案もあり、早急な対応が必要であることから、庁内における関係部署や警察や県の配偶者暴力相談支援センターなど外部機関との緊密な連携体制の構築を図っていく。</p>
--------	--

取組項目	取組内容	担当部署
相談窓口の設置	配偶者等からの暴力被害を未然に防止し、その拡大を最小限に抑えるために、女性に関わる様々な相談に応じることができる相談窓口を設置する。	男女共同参画推進課 人権・同和対策課
保護体制の確立及び被害者自立のための支援	配偶者等からの暴力を受けた被害者が、安全で迅速に保護される体制づくりと、配偶者等からの暴力の防止及び安心して自立できるように、関係課及び関係機関との連携を密にし、情報の共有化や問題解決に向けた取組を行う。	男女共同参画推進課 人権・同和対策課

⑤ 推進体制の充実

具体的な方針	<p>男女共同参画の推進体制として庁内に設置された男女共同参画推進本部において、今後も積極的に、男女共同参画に関する問題を全庁的に取り組んでいくとともに、各課（局）に配置された男女共同参画庁内推進員により、各所管課における計画実施について進捗管理を行っていく。</p> <p>また、行政職員、教職員、市内全ての幼稚園・保育所等の職員などに対し、男女共同参画についての理解を深めるため研修等を実施する。</p>
--------	--

取組項目	取組内容	担当部署
教職員等への男女共同参画に関する研修の充実	学校に勤務する全ての職員を対象に男女共同参画の理念に基づく児童・生徒の指導法や研修を推進する。	学校教育課

市職員、就学前教育関係者への男女共同参画に関する研修	男女共同参画に関する研修を実施し、市内全ての幼稚園・保育所等の幼児教育に係わる職員への推進体制の充実を図る。	人事秘書課 男女共同参画推進課 こども育成課
市女性職員への男女共同参画に関する研修の充実	「嘉麻市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の活躍を推進する。	人事秘書課 男女共同参画推進課

3) 子どもの人権問題

【基本的な考え方】

「大人が変われば、子どもが変わる。」とされています。大人が子育てを通じて子どもの人権を考えることの出来る体制作りが必要です。

子どもの健全育成のために、家庭や地域、学校、行政が一体となって、子どもを守り育てることが重要です。

生涯学習や総合学習の時間を通じて、日常の生活体験や遊びなどの交流の少ない子どもたちに多様な体験活動の機会を提供し、その体験から人権感覚を育てることが大切です。

児童虐待について、市は児童相談所等との連携を保ちながら、就学前施設、学校等地域の関係機関のネットワークを構築し、児童虐待防止のための支援の強化を図ることが必要です。

子どもを安心して任せられる体制（育児相談、保育サービスのあり方、放課後の児童施設の充実、共稼ぎ家庭への支援）づくりも大切です。さらに、保育所、幼稚園、小学校、中学校、学童保育所など、子どもに関わる職員の資質向上や、育児に対しての親の自覚を持たせることが大切です。

大人が、次世代を担う子どもの人権を尊重し、育成することの大切さを改めて認識するとともに、「子どもの権利条約」の趣旨を理解して、こどもの環境、家庭や地域の教育の在り方を見つめ直すことが求められています。

① 子どもの健全育成

具体的な方針	I 家庭や地域と学校、行政が一体となって、子どもの健全育成のための体制づくりを行う。 II 子どもを地域で守り、育て体制づくりに努める。
--------	---

取組項目	取組内容	担当部署
学校評議員制度の活用	学校評議員制度を活用し、学校に対し情報や意見の提供を受け、地域・家庭・学校との連携、協力の強化を図り、子どもの健全育成に努める。	学校教育課
地域での安全対策	青少年の悩み解消や、いじめ・非行の未然防止のため、必要な施策や情報資料の整備及び関係機関との連携・協力の強化を図り、青少年の健全育	防災対策課 学校教育課 生涯学習課

	成に努める。また、犯罪等から未然に防ぐ防犯活動や通報制度の確立、不審者情報の共有など地域全体での防犯体制の確立を推進する。	
団体等育成・支援	子どもの健全育成を目的に活動する団体に対し助言すると共に、主体的な活動が出来るよう支援する。また、青少年団体の活動を推進するとともに、人権確立の担い手の育成を図る。	生涯学習課
青少年体験活動推進	生きる力を育むための子ども会活動や自然体験活動、基本的な生活習慣確立のための通学合宿を通して、仲間づくりや一人ひとりを大切にする心を育む。	生涯学習課
地区公民館青少年育成	地区公民館を核にして、学校、家庭、地域の三者の連携により地域コミュニティと青少年の健全育成を図る。	生涯学習課
プロジェクト K 事業	コーディネーショントレーニングにより、子どもの身体と脳への刺激を通じて、運動能力の向上だけでなく豊かな知性や感性を育てていく。	スポーツ推進課
学童保育	保護者の就労等による留守家庭児童の健全育成のため放課後市内7学童保育所において放課後保育事業を実施する。	こども育成課
教育相談・就学相談	児童生徒、保護者の悩みや課題を解決するために家庭、学校、地域関係機関等と連携しながら助言や支援を行い、子どもの健全育成を図る。	子育て支援課 学校教育課
不登校対策支援	不登校傾向、不登校児童生徒の不登校解消のために、当該世帯が抱える課題解決に向けた支援を行う。	子育て支援課 学校教育課

② 児童虐待等について

具体的な方針	<p>I 児童虐待防止のため、関係機関と更なる連携の強化を図るとともに、嘉麻市児童虐待防止マニュアルの周知を図る。</p> <p>II 家庭、地域、学校に対して、いじめや体罰は絶対に許されないという指導を徹底し、児童生徒の生命や人権を大切にする取組を進める。</p> <p>III いじめや虐待の防止に努めるとともに、体罰等によらない子育てを支援していく。</p>
--------	--

取組項目	取組内容	担当部署
乳児家庭全戸訪問	生後4ヶ月までの乳児のいる世帯を家庭訪問し、子育てに関する相談、情報提供及び養育環境の把握等を行い、児童虐待の未然防止を図る。	子育て支援課

育児体験学習	生命や人権を大切にすることを目的に、中学生による幼稚園・保育所での保育実習などを行い園児との交流、また、小学生と就学前の保育・幼稚園児と交流を図る。	こども育成課 学校教育課
要保護児童対策 地域協議会の運営	要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う。	子育て支援課

③ 子育てについて

具体的な方針	<p>I 子育て中の保護者に、親子が交流できる場所を提供し、子育てについての相談、助言、情報の提供など必要な支援を行う。</p> <p>II 訪問や専門員の配置などによる、妊娠期から子育て期までの切れ目ない相談支援体制の確立により、子どもにとって最善のための支援を行う。</p> <p>III 「嘉麻市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、関係機関や団体、家庭等と連携しながら、子育て支援に関する多様な取組を推進する。</p>
--------	---

取組項目	取組内容	担当部署
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施するための拠点において、関係機関と連携のもと妊産婦等への支援の充実を図る。	子育て支援課
家庭教育支援	地域活動を通して子育て家庭と地域の人たちの交流を図り、地域ぐるみで子育て家庭を支援する。	生涯学習課
良好な生活環境の整備	公共の施設や交通機関などのバリアフリー化を推進する。	土木課
乳児家庭全戸訪問・児童等相談	助産師等による乳児のいる全家庭への訪問支援により、適切なサービス提供に結びつける等、環境整備を図る。また、家庭児童相談員を配置し、家庭等における児童に関する相談に応じ、適切な児童養育及び家庭児童福祉の向上を図る。	子育て支援課
養育支援訪問	乳児家庭全戸訪問事業等で把握した、保護者への養育支援が特に必要と認められた世帯へ訪問し、養育に関する相談・指導・助言等の支援を行う。	子育て支援課
子育て支援事業	育児不安等への相談・助言を行う支援事業、子どもの病気回復期、又は仕事等の理由により家庭で保育できない場合に預かるなど、子育てと就労の両立支援を行う。	こども育成課

通学等補助金	子育て支援の一環として、通学等補助金を実施し、通学定期券購入の負担を軽減する。	地域活性推進課
--------	---	---------

④ 子育てに関わる職員の資質向上をめざす研修の強化

具体的な方針	<p>I 「子どもの権利条約」や「児童虐待の防止に関する法律」をはじめ、関係法律や実践交流会等の研修会を開催する。</p> <p>II 子どもの異変に敏感に気づき対処できるよう、学校や教育関係職員の体制づくりの強化に努める。</p>
--------	--

取組項目	取組内容	担当部署
教職員研修の推進及び体制の強化	<p>児童生徒が発するサインを見逃さず、問題の早期発見・早期対応が出来る組織体制の充実・強化に努める。</p> <p>また、子育てに関わる職員の資質の向上のため研修会を継続して実施する。</p>	学校教育課
職員研修事業	<p>人権・部落問題の本質を理解し、人権に対する感覚豊かな職員の育成及び保育に関わる職員の資質向上のための研修会を開催する。</p>	こども育成課

4) 高齢者の人権問題

【基本的な考え方】

超高齢化社会の課題を見据え、安心して生活していく事が出来る社会を築くために、個人の自立や家庭でできる事を支援し、住民の活力を増進するとともに、家庭・地域・行政が連携して細やかな施策を推進し、高齢者社会における住民生活の安定向上を図る必要があります。

また、他世代に比べて時間に余裕があることが多く、まだ健康で働きたい、これまで培った知識、経験を活かして社会参加したい、あるいは学習活動を通して知識を広げたいという高齢者も多いことから、就業の場の提供や生きがいを持って生活出来る環境づくりに取り組む必要があります。

さらに、2006(平成18)年「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」の施行により、基本的人権の主体として、高齢者が可能な限り自立した快適な生活が送れるよう、高齢者に対する身体的、精神的虐待や財産権の侵害など様々な問題から高齢者を保護するための施策の推進とともに、成年後見制度といった権利擁護に関する相談窓口機能の充実はもちろん一層の人権教育・啓発に取り組む必要があります。

① 高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進

具体的な方針	<p>I これまでに培った知識や技術、経験等を活かした就業及びボランティア活動等の社会参加の環境づくりに努める。</p> <p>II 生きがい・健康づくり・仲間づくり等を目的とするスポーツや文化活動奨励と推進、参加の支援に努める。</p>
--------	---

	<p>Ⅲ 生涯学習の一環として、世代間の交流事業や様々な講座を開設する。</p> <p>Ⅳ 老人クラブへの支援を行い育成に努める。</p>
--	---

取組項目	取組内容	担当部署
老人クラブ活動の推進	老人クラブへの支援を行い育成に努める。	高齢者介護課
交流・健康増進・介護予防事業の推進	おたっしやクラブや出前講座等を通じて、生きがいづくりや介護予防につなぐ高齢者の交流・健康増進の事業を推進する。	高齢者介護課
生涯学習推進	人材バンク事業の推進を図り、学校や地域の生涯学習活動を活性化する。	生涯学習課
公民館活動活性化推進	講座を通して生涯学習を推進し、あわせて積極的な社会参加を図る。	生涯学習課

② 高齢者へのサービス機能の充実と環境づくりの推進

具体的な方針	<p>Ⅰ 高齢者に必要かつ適切なサービスを提供していくため、住民のニーズの把握に努め、情報提供やサービス提供体制の整備を通して高齢者が住み慣れた地域で自分らしく自立した生活をおくれる環境づくりを推進する。</p> <p>Ⅱ 高齢者相談支援センター及び在宅介護支援センター等は、地域包括ケアシステムの構築のため、医療や介護の関係機関等及び多職種との連携を通して、高齢者の保健・医療・福祉などの相談支援体制を整備する。</p> <p>Ⅲ 高齢者の相談や苦情に対して適切な支援（指導や助言）ができる人材の育成に努める。</p>
--------	--

取組項目	取組内容	担当部署
相談事業の充実	在宅介護支援センターや高齢者相談支援センター等を含め他課や関係機関との連携・情報共有を行い、相談体制の構築に努める。	健康課 高齢者介護課
職員の資質の向上	高齢者に対する保健・医療・福祉に関する担当職員として高齢者の相談・苦情に対し、適切な支援が出来るよう努める。	健康課 高齢者介護課
地域包括ケアシステムの構築	在宅医療・介護連携推進事業等で関係機関との連携強化を図り、医療と介護、住まいなどの切れ目ないサービス提供体制の構築に努める。	高齢者介護課
在宅高齢者福祉サービスの充実	生活管理指導員派遣事業や生きがい対応デイサービス事業など、在宅高齢者の支援に努める。	高齢者介護課

③ 高齢者の地域生活の支援体制

具体的な方針	<p>I 高齢者の人権を尊重し、高齢者を地域全体で支える支援体制の整備に努める。</p> <p>II 高齢者が安心して生活できる福祉のまちづくりの推進に努める。</p> <p>III 一人暮らしの高齢者等の見守りや安否確認を行うなど、地域で高齢者を支えるネットワークの整備に努める。</p>
--------	---

取組項目	取組内容	担当部署
ひとり暮らし高齢者等の安否確認	配食サービス事業や緊急通報システム事業により、虚弱等により食事の確保が困難な高齢者や心疾患等を有するひとり暮らし高齢者等の安否確認を行い、見守り体制の構築に努める。	高齢者介護課
地域での見守り体制の構築	地域住民や民生委員による声掛けや民間事業者との見守り活動に関する協力協定など、ひとり暮らし高齢者等の見守り体制の構築に努める。	高齢者介護課

④ 認知症高齢者への対応

具体的な方針	<p>I 認知症サポーター養成講座等を通じ、認知症の理解や認識を深め、認知症高齢者本人及び家族介護者、関係者の相談や支援を行う。</p> <p>II 福岡県認知症医療センターやかかりつけ医等の関係機関、その他専門的知識をもった専門職等と連携を図り、認知症高齢者の早期発見早期治療に努める。</p> <p>III 認知症高齢者を見守り、支援する地域ネットワーク体制づくりを推進する。</p> <p>IV 家族介護者への支援のため家族会との連携や地域のいきいの場となるオレンジサロンの開設支援等の対策を進める。</p> <p>V 認知症により判断能力が十分でない方の権利を守るため、高齢者の虐待防止や悪徳商法等から守る成年後見制度といった権利擁護の普及と制度活用に努める。</p>
--------	--

取組項目	取組内容	担当部署
周知・普及啓発活動	出前講座等で認知症に関する理解を深めてもらう、相談、訪問指導を実施する。	高齢者介護課
認知症高齢者の成年後見制度の推進	利用促進のための広報・普及活動を実施するとともに、利用に係る経費に対する助成を行う。	高齢者介護課
認知症高齢者等の見守り体制の構築	認知症地域支援推進員等を設置し、地域に集える場のオレンジサロン、チームオレンジの立ち上げや認知症サポーター養成講座を行い、認知症サ	高齢者介護課

	ポーター数を増やし、地域の見守り体制を構築に努める。	
--	----------------------------	--

5) 障がいのある人の人権問題

【基本的な考え方】

障がいのある人の人権問題については、これまでの取組と人権意識の高揚により、一定の広がりや深まりが見られますが、まだ十分と言える状況にありません。障がいの有無にかかわらず誰もが、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として、その人格と個性が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らしていきける共生社会の構築を目指し、一人ひとりが障がいや障がいのある人についての理解と認識を深めるため、家庭、地域、職場などの様々な場において、継続して人権教育・啓発の取組を進めていくことが重要です。

① 人権教育・啓発の推進と共生社会の実現

具体的な方針	<p>障がいのある人に対する誤解や偏見が、障がいのある人の社会参加を妨げる大きな障壁となっている。障がいを理由とする差別の解消に向け、様々な場や機会を捉え、人権教育・啓発を継続して推進する。</p> <p>また、「障害者差別解消法」では、不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供を求めていることから、障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らし、地域の一員として生活できる共生社会を実現するため、社会的障壁を取り除き、互いの人格と個性が尊重され、障がいの有無によって分け隔てられないことがない、誰にとっても住みよいまちを目指す。</p>
--------	---

取組項目	取組内容	担当部署
障がいや障がいのある人に対する理解の促進	住民や事業者などが、障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めることができるよう、多様な広報や情報媒体を積極的に活用し周知を図る。	社会福祉課
	市職員が、障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深め、状況に応じた適切な対応ができるよう、必要な研修を実施する。	人事秘書課
学校教育における福祉教育の推進	<p>障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒とが、日常的な交流の中で共に触れ合うことでお互いを理解し「ノーマライゼーション」の理念を根づかせ、共に豊かな人間性を育む交流教育を推進する。</p> <p>また、学校教育現場において、障がいのある児</p>	学校教育課

	童とない児童の交流の機会の充実を図り、福祉教育を積極的に拡大する。	
--	-----------------------------------	--

② 障がいのある人への権利擁護

具体的な方針	障がいのある人に対する重大な人権侵害である虐待を防止するため、「障害者虐待防止法」に基づき、虐待の予防と早期発見のための取組を進める。また、障がいのある人が、消費者トラブルなどに巻き込まれることがないように、成年後見制度や相談窓口などについて積極的に周知・広報を行う。
--------	--

取組項目	取組内容	担当部署
権利擁護の推進	障がいのある人の人権や権利擁護を推進するため、関係機関や団体と連携しながら、人権相談や法律相談などの相談体制の充実を図るとともに、消費者被害防止に向けた情報提供やニセ電話詐欺などの犯罪被害にあわないように啓発に努める。 また、関係機関等と連携しながら、障がいのある人の人権や権利を擁護する成年後見制度の普及啓発と利用促進を図る。	総務課 防災対策課 社会福祉課 産業振興課
障がい者虐待防止センターの運営	障がい者虐待防止センターの機能を強化し、相談体制などの充実を図りながら、障がいのある人の虐待の防止や早期発見などに努める。	社会福祉課

③ 自分らしい自立した生活の支援

具体的な方針	障がいのある人が自分らしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、生活支援のための基盤づくりを進めるため、情報提供や相談支援体制の充実に努めるとともに、保健や医療の面について安心感を持って地域社会での生活を続けていけるよう施策や体制づくりを進める。 また、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、地域において、障がいのある人たちとの交流の機会を広め、理解を深めていく取組を支援する。
--------	--

取組項目	取組内容	担当部署
情報提供の充実	広報紙や市のホームページ、「福祉のしおり」やパンフレット等の配布など、多様な広報・情報媒体を通じて、障がい福祉に関するサービスや各種支援制度などの内容をわかりやすく紹介し、障	社会福祉課

	<p>がいのある人やその家族が、自分に合ったサービスを適切に選択でき、利用できるよう、情報提供の充実を図る。</p>	
<p>相談支援体制の充実</p>	<p>障がいのある人やその家族等からの福祉に関する様々な問題についての相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービス等の利用支援等を近隣自治体と共同で推進する。</p> <p>また、身体・知的・精神障がい者相談員について広報紙等で制度の周知に努め、障がいのある人の身近なところで相談が行える体制づくりを推進する。</p>	<p>社会福祉課</p>
<p>障がい者福祉サービスの充実</p>	<p>障がいのある人が住み慣れた地域で安心していきいきとした生活を送ることができるよう、関係機関や障がい福祉サービス事業所、当事者やボランティア団体などと連携を図りながら、社会参加や社会活動を促進するための日中活動の場や機会の充実を図るとともに、生活援助や移動支援などの充実を図る。</p>	<p>社会福祉課</p>
<p>障がい者地域自立支援ネットワークの運営</p>	<p>関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がいのある人等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。</p>	<p>社会福祉課</p>

④ 社会参加機会の充実

<p>具体的な方針</p>	<p>生活や活動の場を、障がいのある人にとって配慮された環境に整えるため、バリアフリー化や合理的配慮に努める。</p> <p>また、障がいのある人の社会参加を推進するため、スポーツ、レクリエーション、文化、芸術活動などへの参加機会の充実に努めるとともに、障がいのある人の社会参加を支援するボランティアの育成や活動を支援する。</p>
---------------	--

取組項目	取組内容	担当部署
<p>福祉環境整備の促進</p>	<p>障がいのある人にとって安全で利用しやすいものとなるよう、関係機関との連携や協力を求めながら、公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインを推進するとともに、道路交通環境や公共交通機関の整備、改善に努める。</p>	<p>施設管理所管課 社会福祉課</p>
<p>教職員の障がい者支援等の研修</p>	<p>障がい者支援等の研修会・手話通訳者養成講座などの参加について推進を図る。</p>	<p>学校教育課</p>

会への参加の推進		
コミュニケーション支援の充実	手話奉仕員などの養成・派遣事業の充実を図るとともに、市が実施する講演会において、ボランティア団体と連携し、手話同時通訳等を配置するなど、コミュニケーション支援の充実を図る。	社会福祉課

⑤ 障がいのある人への就労支援

具体的な方針	障がいのある人が、仲間とともに働き活動することは、社会の一員として日々生きがいを持って暮らすためにも重要である。障がいのある人への就労支援や就労を継続していくため、飯塚公共職業安定所（ハローワーク）等の行政機関との連携を図る。 また、障がいのある人へ就労に関する情報提供の充実に努める。
--------	--

取組項目	取組内容	担当部署
就労支援の推進	飯塚公共職業安定所（ハローワーク）や県内の障害者就業・生活支援センター等との連携を図り、障がいのある人の就労等に関する情報提供や相談に応じ、支援に努めるとともに、事業主に対し、障がいのある人が働きやすい施設・設備の整備や助成制度についての啓発を行い、適切な情報提供の促進を図る。	社会福祉課
障がいのある人の雇用の推進	計画的な市職員採用選考試験の実施や多様な任用形態の活用により、障がいのある人の雇用の推進を図る。	人事秘書課

6) アイヌの人々の人権問題

【基本的な考え方】

我が国は、多民族国家であるという認識の下、アイヌの伝統及びアイヌ文化の置かれている現状を十分に踏まえ、正しい知識の普及と人権教育・啓発の推進を図る必要があります。

アイヌ民族の誇りの源泉である歴史や文化・伝統を正しく教育・啓発することが、アイヌの人々に対する偏見や差別意識の解消につながるものと思います。

具体的な方針	アイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状についての理解と認識を深め、アイヌの人々の尊厳を重んじる社会の実現を目指すことが重要であり、人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図る人権教育・啓発活動を充実させる。
--------	--

取組項目	取組内容	担当部署
人権問題研修	アイヌ民族の歴史や文化、伝統などを正しく理解できるよう、人権週間・地域人権研修会等での啓発活動の充実を図る。	人権・同和対策課

7) 外国人の人権問題

【基本的な考え方】

言語・生活習慣等の異なる人々が同じ地域で生活するためには、お互いを知り、お互いを学ぶことが大切だと考えます。

一人ひとりが、多元的な文化を容認できるような人権教育・啓発を推進する必要があります。

① 講演会や交流活動の実施

具体的な方針	開かれた地域社会を目指し、異なる文化・風習の違いを認め合い、それぞれの人権が尊重されるような交流会や講演会等お互いが触れ合うことのできる交流活動を実施する。
--------	--

取組項目	取組内容	担当部署
交流活動の推進	研修会・フェスティバル等を開催し、異なる文化・風習を認め合うことで外国人に対する偏見や差別意識の解消に向けた交流活動の実施に努める。	人権・同和対策課

② 環境づくりや相談支援体制・情報等の提供

具体的な方針	住みやすい環境づくりとして、住宅の確保や生活・就職等に関する相談支援体制や医療・福祉施設等の情報の提供ができるよう努める。
--------	---

取組項目	取組内容	担当部署
情報提供の推進	在住外国人が求めている情報を提供できるよう、情報の収集に努める。 また、相談窓口の紹介や国際交流イベント等の情報を多言語で提供できるよう努める。	企画財政課 人権・同和対策課
庁舎内における窓口案内の整備	窓口標記や案内標記を多言語化するなど、在住外国人をスムーズに担当部署に案内できるよう環境を整備する。	総務課 市民課
多文化共生事業の推進	在住外国人向けの日本語教室を開催し、適応指導、教育相談などの充実や学習活動の推進を図る。	生涯学習課

③ 差別意識の解消に向けた人権教育・啓発の推進

具体的な方針	外国人差別意識解消に向けた人権教育・啓発活動を推進する。
--------	------------------------------

取組項目	取組内容	担当部署
人権問題研修	住民の国際理解を深めるための研修会を開催し、在住外国人への相互理解の促進に努める。	人権・同和対策課 生涯学習課
人権教育・啓発の推進	児童・生徒に対して、国際理解教育（総合学習）の実施等学習プランの推進に努める。	学校教育課

8) HIV感染者・新型コロナウイルス感染者等の人権問題

【基本的な考え方】

エイズへの理解や蔓延防止については、感染を予防する知識を持っていれば、予防が可能です。

また、新型コロナウイルスについては、未だ解明されていない部分が多いところがありますが、基本的な感染予防対策を行うことで感染リスクが軽減されることや、重症化しやすい要因等の解明及びワクチン開発など医学的研究も進んでいます。

様々な感染症については、偏見や差別を解消するため、一人ひとりが正しい知識を持ち、HIVや新型コロナウイルスをはじめ、様々な感染症に対する思い込みや不確かな情報に惑わされることなく、患者、感染者、関係者等の置かれた立場を理解することが必要です。

具体的な方針	エイズ患者やHIV感染者、新型コロナウイルス感染者をはじめ、様々な感染症に対する偏見や差別意識を解消するため、感染予防のための正しい知識の普及に努め、感染者やその家族、または関係者に対する人権侵害事案の発生を予防するための啓発に努める。
--------	--

取組項目	取組内容	担当部署
相談・支援体制の整備	感染症に対する相談業務の充実を図り、支援体制の強化に努める。	健康課 人権・同和対策課
啓発活動	偏見や差別意識を解消するため、誤った情報に惑わされることのないよう啓発に努める。	健康課 人権・同和対策課
児童・生徒を対象とした学習（道徳・保健体育）	エイズ、性感染症及びその防止について学習を推進する。また、そのことにより、感染者等に対して理解を深め、人権意識の育成を図る。	学校教育課

9) ハンセン病患者・回復者及びその家族等の人権問題

【基本的な考え方】

ハンセン病の歴史を正しく学び、ハンセン病患者・回復者およびその家族等に対する偏見や差別意識を解消するための啓発に努め、誤った情報に惑わされることなく、正しい理解を深めるための啓発を行う必要があります。

今後新たな感染症が発生した場合に、ハンセン病問題から学んだ課題を正しく認識したうえで、同じ過ちを二度と繰り返さないための啓発も必要です。

具体的な方針	ハンセン病患者・回復者およびその家族等に対する偏見や差別の解消に向けて、ハンセン病をめぐる国の誤った施策といった歴史を正しく知るとはもとより、ハンセン病問題への正しい理解を深め同じ過ちを繰り返さないための啓発に努める。
--------	---

取組項目	取組内容	担当部署
啓発普及活動	偏見や差別意識を解消するため、誤った情報に惑わされることのないよう啓発に努める。	人権・同和対策課

10) 犯罪被害者とその家族の人権問題

【基本的な考え方】

犯罪被害者やその家族が誹謗中傷を受けることやプライバシーの侵害を受けることはあってはならないことです。

関係機関・団体とも連携し、相談体制を充実するとともに、そのような事態を招かないように日常的な啓発に努める必要があります。

具体的な方針	各種支援制度及び関係団体に関する情報を提供し、国や県の関係機関と連携し相談体制の充実を図り、相談窓口の周知に努める。
--------	--

取組項目	取組内容	担当部署
犯罪被害者に対する相談体制・支援の推進	各種情報などを提供するとともに人権擁護委員等による相談対応、相談業務の周知を図るとともに、相談、救済希望者の対策に努める。	防災対策課 人権・同和対策課

11) 刑期を終えて出所した人の人権問題

【基本的な考え方】

例え過去に罪を犯した人であっても、人権は尊重されるものであり、他者がそれを侵すことは許されません。さらには、刑期を終えて出所した人が社会復帰するにあたって、再犯

防止推進法第3条の基本理念に基づく施策を推進し、再犯を防止するために、刑期を終えて出所した人たちとその家族に対する偏見や差別をなくし、家庭、学校、職場、地域社会の理解と協力の下、社会全体で支援していく必要があります。

具体的な方針	刑期を終えて出所した人の社会復帰を支援するため、国や県の関係機関と連携し、相談対応等の充実に努める。
--------	--

取組項目	取組内容	担当部署
相談・支援体制の整備	人権擁護委員等による相談対応、相談業務の周知を図るとともに、相談、救済希望者の対策に努める。	人権・同和対策課
啓発活動	保護司会と連携し、「社会を明るくする運動」強調月間、「再犯防止啓発月間」において、広報紙や街頭などで、犯罪・非行・再犯の防止を啓発する。	社会福祉課

12) インターネット上の人権問題

【基本的な考え方】

インターネットの適正な利用については、様々な法的整備がなされているところですが、現実的には被害者救済には至っていません。情報発信については個人の責任を理解し、情報モラルを身につけることや、不確かな情報に惑わされない判断力を養うことも必要です。そのため、様々な機会を通じて啓発を行うことが必要です。また、インターネット利用者が低年齢化していることもあり、幼少期からの情報モラル教育の充実が求められます。

具体的な方針	<p>国に対し、インターネット等を利用した差別行為の防止対策について要望を行うとともに、モニタリングを実施する。</p> <p>また、インターネット等の不確かな情報に惑わされない判断力を養うため、情報の収集及び発信に関する個人の責任や情報モラルについての理解を深められるような啓発に努め、併せて学齢期の児童生徒の情報モラル教育及び情報活用能力の向上に努める。</p>
--------	---

取組項目	取組内容	担当部署
インターネット等を利用した差別行為の防止	国に対し、インターネット等を利用した差別行為の防止対策について要望していく。 また、モニタリングを実施する。	人権・同和対策課
	情報の収集及び発信に関する個人の責任や情報モラルに関する理解を深められるよう啓発に努める。	人権・同和対策課 生涯学習課
	学齢期の児童生徒の情報モラル教育及び情報活用能力の向上に努める。	学校教育課

13) 性的少数者の人権問題

【基本的な考え方】

セクシュアリティは多様で、個人の尊厳にかかわる大切な問題であることを正しく認識し、自分と他者との違いを認めることが大切です。また、日常の何気ない言葉で傷ついている人がいることに気づくことも大切です。誰もが自分のセクシュアリティを尊重され、自分らしく生きることのできる社会が望まれます。

性的指向、性自認についての正しい知識を持ち、理解者を増やし、制度や習慣を変えるため、広く住民の理解が得られるような啓発が必要です。

具体的な方針	性の多様性に対する住民の理解を深め、差別や偏見をなくするための啓発と相談体制の充実を図る。
--------	---

取組項目	取組内容	担当部署
性的少数者に対する啓発及び相談体制の充実	性的少数者に対する理解を促進するための啓発に努め、相談体制の充実を図る。	市民課 男女共同参画推進課 人権・同和対策課

14) ホームレスの人の人権問題

【基本的な考え方】

ホームレス状態の人の抱える問題を知り、課題に対応する社会福祉施策の充実を図るとともに、ホームレス状態の人たちに対し情報提供を行うことや、周囲の人々がホームレス状態の人が置かれている状況を理解し、偏見や差別意識を解消するための啓発に努める必要があります。

具体的な方針	相談体制の充実を図り、個々の自立に向けた支援に努める。
--------	-----------------------------

取組項目	取組内容	担当部署
ホームレスの人々に対する相談体制の充実	ホームレス状態の人が置かれている状況を理解し、相談体制の充実を図り、個々に応じた支援に努める。	人権・同和対策課 社会福祉課

15) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権問題

【基本的な考え方】

拉致被害者とその家族に対する人権侵害事案は日本国憲法に定める基本的人権を大きく侵す重大な問題であると認識し、この事実に対し正しい理解を深め、拉致被害者の一日も早

い解放を求める機運を高めることに努める必要があります。

具体的な方針	拉致問題の関心と認識を深めていくことが重要であり、周知・啓発を推進し正しい理解が深まるよう努める。
--------	---

取組項目	取組内容	担当部署
研修・啓発の推進	「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」などの機会を活用し、拉致問題の関心と認識を深めていくための周知及び啓発を推進する。	人権・同和対策課
	国が作成した拉致問題に関するアニメ等の教材を活用して、児童生徒等が拉致問題について深く認識し、拉致問題を人権問題として考えていくことができるよう啓発に努める。	学校教育課

16) 災害発生時の人権問題

【基本的な考え方】

災害発生時においては、高齢者の視点、障がいのある人の視点、男女共同参画の視点など多様な視点に基づいた、避難所運営、要配慮者対策が必要となります。

また、災害時の根拠のない風評や思い込みによる偏見などの人権侵害を防ぐため、様々な人権問題について理解を深める取組が必要です。

具体的な方針	<p>避難所においては、プライバシーを確保することのほか、要配慮者や性的少数者の方等に対する十分な支援が必要となります。人権擁護の視点、男女共同参画の視点、社会的弱者の視点に立った避難所運営を図るとともに、被災者に対する差別などの人権侵害を防ぐため、2019（平成31）年に策定した避難所運営マニュアルに沿って運営を行います。また、一般の避難所での生活が困難である要配慮者を受け入れる福祉避難所について今後も充実を図ります。</p> <p>避難の際に支援が必要な避難行動要支援者については、平常時より名簿や要支援者ごとの避難支援計画（個別計画）の作成を進めます。また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域にある病院、介護施設、学校、幼稚園等の要配慮者施設については施設管理者が行う、避難確保計画の作成を支援します。</p> <p>災害時に最も重要となる、お互い助け合うことの必要性を認識してもらうため、自主防災組織の設立、活動支援を行うとともに、災害時に必要となる要配慮者への配慮や、根拠のない風評や思い込みによる偏見、嫌がらせといった人権侵害の防止等について、人権問題に関する理解を深めるための教育・啓発を行っていきます。</p>
--------	---

取組項目	取組内容	担当部署
災害時に備えた支援と啓発	<p>避難行動要支援者名簿や個別計画を作成し、非常時に迅速に対応できる体制づくりに努める。</p> <p>避難所ではプライバシーの確保や被災者に対する人権侵害防止に配慮して避難所運営を行う。</p>	<p>防災対策課</p> <p>男女共同参画推進課</p> <p>人権・同和対策課</p> <p>高齢者介護課</p> <p>社会福祉課</p>

第3章 実施計画の進行管理について

この「実施計画」を具体的に推進するためには、全庁的な連携を図り、総合的かつ具体的に取り組む体制づくりが必要です。本計画の推進については各課連携の下、適切な進捗管理を行い、成果と課題を踏まえて次年度の取組に反映してまいります。

なお、本計画の実施期間は2021（令和3）年から2023（令和5）年の3ヵ年とし、人権問題を取り巻く状況、また、社会環境の変化等に対応するため、必要に応じた見直しを行ってまいります。

第2次嘉麻市人権教育・啓発実施計画

発行年月 2021（令和3）年3月

編集・発行 嘉麻市 人権・同和対策課

〒820-0292

福岡県嘉麻市岩崎1180番地1

TEL: 0948-42-7405

FAX: 0948-42-7093